

本事業は、平成30年度予算の成立が前提となるものです

平成30年度 日進市 市民自治活動推進補助金 募集要項

本制度では、市民主体の自治の実現を目指し、協働のまちづくりを推進する事業の提案を募集します。みなさまのご応募をお待ちしております。

応募受付期間

平成30年2月5日（月）～3月5日（月）

日進市 市民生活部 市民協働課

電話 0561-73-3194 FAX 0561-72-4603

Mail kyoudou@city.nisshin.lg.jp

平成 30 年度市民自治活動推進補助金 スケジュール

応募期間 平成 30 年 2 月 5 日 (月) ~ 3 月 5 日 (月)
補助金事業企画書の受付 (市民協働課)

説明会

平成 30 年 2 月 3 日 (土)

平成 29 年度事業の成果報告会及び平成 30 年度事業の説明会

相談

2 月 5 日 (月) ~ 3 月 5 日 (月)

随時にぎわい交流館のスタッフが相談に応じます。
申請前には、必ず一度ご相談ください。

応募締切

3 月 5 日 (月)

書類審査 (スタート支援補助金及びステップ支援補助金)

公開審査会

3 月 25 日 (日)

公開ヒアリング審査 (ステップ支援補助金のみ)

結果通知

3 月下旬

審査結果の通知 (市)
事業内容の協議 (市、団体)
補助金交付申請 (団体)
補助金交付決定の通知 (市)
事業の実施 (平成 31 年 2 月 28 日まで)

事業完了後の手続き

事業実績報告書等の提出 (団体)
※事業完了後 15 日以内
補助金交付確定の通知 (市)
補助金請求書の提出 (団体)
補助金の支払い (市)

成果報告会

平成 31 年 2 月

目次

1	目的	3
2	募集内容	3
	(1)対象団体	3
	(2)対象事業	3
	(3)市が支援できる事項	4
3	補助金の概要	4
4	交付予定事業数	5
5	申請方法	5
	(1)申請受付期間及び提出方法	5
	(2)申請に必要な書類	5
6	説明会	6
7	事前相談	6
8	審査	7
	(1)日程等	7
	(2)審査基準	7
9	審査結果	7
10	事業実績報告、補助金の交付	7
	(1)事業実績報告書	7
	(2)補助金の交付について	8
	(3)補助金の交付取り消し・返還	8
	(4)成果報告会	8
11	わいわいフェスティバルの場の活用	8
12	その他	8
	市として特に依頼したい事業	9

1 目的

本市では、市民主体の自治の実現を目指すため、「日進市市民参加及び市民自治活動条例」に基づく市民参加ならびに市民自治活動¹を実施するコミュニティ²への支援及び協働を推進しています。

本補助金は、コミュニティの自立と市民自治活動の活性化及び地域の課題解決を促し、市の執行機関³との協働によるまちづくりを推進することを目的に交付するものです。

2 募集内容

(1) 対象団体

にぎわい交流館の登録団体（市民参加条例第23条に定める団体）及び市長が適当と認める団体（法人格の有無は問いません。以下「市民活動団体」という。）

(2) 対象事業

対象団体が日進市内で行う事業で、次の①から④のいずれかに該当する事業

- ① 広く市民を対象として実施される事業
- ② 地域課題、行政課題、社会課題の解決につながる事業
- ③ 市民活動団体や市民のつながりを生む事業
- ④ E S D⁴の推進に関する事業

※特に、市の主要施策の推進に関する事業やその課題解決（P.9 市として特に提案を依頼したい事業）に寄与する事業の提案を希望します。

次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・ 国、地方公共団体、公共的団体又は民間団体から他制度による補助、助成又は委託を受けている事業または受けることとなる事業
- ・ 事業の主たる活動が市外で実施される事業
- ・ 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした事業
- ・ その他市長が適当でないと認めた事業

※関係法規の遵守に関する事項

事業の申請、実施等においては、次の法規を遵守しなければならない。

日進市にぎわい交流館条例（平成17年日進市条例第21号）その他関連する条例等

1 市民自治活動：市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。（自治基本条例 第3条）

2 コミュニティ：住民自治組織など、地域の課題解決を目的に地縁で結びついて活動を行う集団のほか、NPOなど福祉や環境などの分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方が含まれます。（自治基本条例 第3条）

3 市の執行機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。（市民参加条例 第2条）

4 E S D：持続可能な社会づくりの担い手を育む市民自治活動等をいいます。

(3) 市が支援できる事項

- ①事業実施に必要な日進市の公共施設の先行予約（ただし、使用料は団体負担）
- ②公共施設へのチラシ及びポスターの設置依頼
- ③広報にっしん、市ホームページでの参加者募集や事業の周知
7月～9月頃に実施する児童・親子向け事業については、事務局が各課の事業を取りまとめ、集約したチラシを作成し、7月上旬頃に小学校等で配布します。
- ④資材（パソコン、プロジェクター等）の貸し出し
- ⑤協働相手の紹介・仲介
事業実施に伴い、ふさわしい協働相手（大学、区・自治会、NPO等）の紹介・仲介をします。
- ⑥その他必要な事項については応相談

3 補助金の概要

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
補助金の目的	設立後5年以内かつ過去にステップ支援補助金の交付及び本市からの委託を受けていない市民活動団体が行う事業に対し交付する。	市民活動団体が行う事業に対し交付する。ただし、過去に本市からの委託を受けたことがある市民活動団体については、委託を受けた事業と同一の事業である場合は対象としない。
補助限度額	2万円	5万円(※1)
補助率	補助対象経費×100%	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼 講演会の講師等へ依頼した際の謝礼 ・旅費 講師等の交通費など ・消耗品費 事務用品、材料、資材の購入費など ・印刷製本費 チラシ・ポスター等の印刷費 ・役務費 通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など ・使用料及び賃借料 施設使用料、物品の賃借料、通行料金など ・その他 その他市長が必要と認める経費 	
交付回数	同一の市民活動団体について2回までとする。	同一の市民活動団体の同一事業について2回までとする。
その他	交付する補助金の額は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てることとする。	

(※1) ステップ支援補助金の補助限度額について、審査により市の主要施策推進への貢献度が高く、地域に広く還元されると認められるものは、さらに3万円を限度に加算して交付することがあります。

<補助対象経費に含まれない経費>

- ・事業の実施に直接関係のない経費
例：事務所の家賃や光熱水費、会員の親睦会費、定期会報の発行費用 など
- ・本来、参加者個人が負担すべき経費
例：終了後、個人の所有となる教材費、材料費、食事代 など
- ・食糧費（会議時のお茶代、外部の講師等に対するものは除く）
- ・人件費

補助対象経費及び補助金額については、審査結果を踏まえ事業詳細の調整を行った上で決定します。

4 交付予定事業数

審査結果の優れた事業から順に、スタート支援補助金5事業程度、ステップ支援補助金12事業程度とし、予算の範囲内で交付決定します。交付予定事業は、平成30年度予算総額内での決定となるため、申請していただいた金額を下回って交付することもあります。

なお、ステップ支援補助金の交付決定の際には、本市が推進するESDに関する事業対象分野（福祉、健康、食育、子育て、環境、防災、防犯、人権、男女共同参画、伝統・文化、国際理解）のバランスを考慮した上で決定します。

5 申請方法

(1) 申請受付期間及び提出方法

期間	平成30年2月5日（月）から3月5日（月）まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	市民協働課（日進市役所本庁舎2階）
方法	直接持参（郵送不可）
部数	1部（片面印刷）、クリップ止め ※ホチキス止めはしないでください。

(2) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次表のとおりです。市ホームページやにぎわい交流館ホームページからダウンロードできます。

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
申請に必要な書類	①日進市市民自治活動推進補助金事業企画書 ②事業計画書 (スタート支援補助金) (様式-02) ③団体概要書及び収支予算書 (スタート支援補助金) (様式-05)	①日進市市民自治活動推進補助金事業企画書 ②事業計画書 (ステップ支援補助金) (様式-01) ※A4たて型、4ページまで ③収支予算書 (ステップ支援補助金) (様式-03) ④団体概要書 (ステップ支援補助金) (様式-04)

<留意事項>

- ・事業の周知については、市の広報・PLAN・ホームページ等を活用することができますので、ご相談ください。また、夏休み期間中に市内小中学生を対象とする事業については、市が一括して募集告知をします。チラシ作成費等について最小限に抑え、補助金の有効活用をお願いします。
- ・事業の内容に応じて、救急（けが、急病、事故等）対策・安全対策が必要な場合は、記載してください。
- ・市のまつりや運動会等の日（子どもを対象とする事業を行う場合）等市の事業等と重ならないように事業計画を立ててください。イベント会場で事業を行う場合は、ご相談ください。

(参考) 平成30年度日進市イベント日程 (予定)

岩崎城春まつり：4月1日（日）、わいわいフェスティバル：7月7日（土）、
夢まつり：9月16日（日）、市民まつり：11月18日（日）

6 説明会

市民自治活動推進補助金事業の説明会を開催します。

併せて、平成29年度事業の成果報告会を実施します。

日時	平成30年2月3日（土）午前9時30分から（2時間程度）
場所	にぎわい交流館（2階会議室）
内容	平成29年度事業成果報告会、平成30年度事業説明会

7 事前相談

今回の提案募集に関して、にぎわい交流館のスタッフが相談に応じますので、ぜひご相談ください。

期間	平成30年2月5日（月）から3月5日（月）まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	にぎわい交流館
内容	事業計画書や収支予算書の記入方法等の相談

8 審査

(1) 日程等

内容	書類審査	公開ヒアリング審査
日時	平成30年3月中旬	平成30年3月25日(日) 予定
対象	①スタート支援補助金 ②ステップ支援補助金	②ステップ支援補助金のみ
場所	日進市役所会議室	日進市役所会議室

(2) 審査基準

①スタート支援補助金

審査項目	内容
(ア) 公共性	地域に貢献するものである。
(イ) 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から事業遂行能力が認められる。
(ウ) 継続性・発展性	事業実施後の活動の継続性・発展性が見込まれる。団体の活動強化・継続性が期待できる。

②ステップ支援補助金

審査項目	内容
(ア) 公共性	事業が地域・社会課題の解決や市の施策推進に寄与するものである。
(イ) 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から事業遂行能力が認められる。
(ウ) 継続性・発展性	事業実施後の活動の継続性・発展性が見込まれる。団体の活動強化・継続性が期待できる。
(エ) 独創性	事業内容に市民活動団体の特徴を活かした工夫がある。
(オ) 効率性・有効性	コストパフォーマンスはどうか。

※すべての申請事業において、他団体との協働が認められる事業は審査員全員の合議により加点を調整します。

9 審査結果

平成30年3月下旬に、全申請団体へ書面により通知します。

事業が採択された場合、審査結果を踏まえ、補助対象経費及び補助金額について事業詳細の調整を行った上で決定します。

10 事業実績報告、補助金の交付

(1) 事業実績報告書(※スタート支援・ステップ支援共通)

事業完了後15日以内に次の書類を市民協働課へ提出してください。

- ①補助対象事業実績報告書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱 第5号様式）
- ②収支決算書（様式-06）
- ③事業の記録（事業の開催を周知したチラシや活動の写真等）
- ④その他市長が必要と認める資料

※領収書の写し等については、提出する必要はありません。適正に保管してください。

（2）補助金の交付について

実績報告書等の内容を審査し、補助金交付確定通知書を送付します。その後、市民協働課に補助金請求書（指定様式）を提出していただきます。請求書の提出後、1月以内に補助金を交付します。

（3）補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。

- ①虚偽の申請をしたとき
- ②補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不相当と認められるとき

（4）成果報告会

事業の成果を広く市民の方に知っていただくとともに、今後の協働事業の参考となるよう、成果報告会（平成31年2月を予定）において、発表をお願いすることがあります。

11 わいわいフェスティバルの場の活用

平成30年7月7日（土）に開催予定の「わいわいフェスティバル」は、市内で活動する市民活動団体や学生団体等が一堂に会するイベントです。フェスティバル内で補助対象事業の周知や進捗報告を行うことで他団体との連携や新規人材の獲得など新たなつながりがうまれる可能性があります。積極的な参加をお願いします。

12 その他

- ①提出書類の作成及び提出等に必要な費用は申請団体の負担となります。
- ②提出された書類は返却することができません。
- ③領収書等の管理保存等、事業実施にかかる会計事務については適切な取り扱いをお願いします。
- ④提出された書類等については、個人情報その他非公開情報を除き、公開します。

問い合わせ先

日進市 市民生活部 市民協働課

TEL 0561-73-3194 FAX 0561-72-4603

MAIL kyoudou@city.nisshin.lg.jp

市として特に依頼したい事業

	事業名	目的	内容
1	日進市自治基本条例啓発事業 (企画政策課)	条例の趣旨である「市民主体の自治」をさらに推進していくため、平成 29 年度に作成したマンガ等を利用して市民にわかりやすく紹介することを目的とします。	団体が企画運営するイベントやメディア、SNS 等を介して条例の理念や内容を広く市民の方に伝える取組を希望します。(日進市のイベント(各種まつり等)出展や市ホームページ等を利用する事も可能)
2	日進市シンボルマーク啓発事業 (企画政策課)	市制施行 20 周年を記念して制作した日進市シンボルマークの認知度をあげ、市民のまちへの愛着と誇りを高めることを目的とします。	市民に広く周知できる啓発品などを作成し、日進市のイベント等をとおして、配布等をする。
3	LGBT に関し地域での Ally を増やす事業 (市民協働課)	生活に密着した地域の中で LGBT 理解を促進し、地域のなかに支援者＝Ally を増やすことを目的とします。	市民活動団体や民生委員など、地域に根ざした活動をしている市民を対象とし、地域での LGBT 理解を促進する講座、啓発資料の配布、交流会などを希望します。
4	メディアリテラシーに関する事業 (市民協働課)	メディアのリスクを正しく理解した上で賢く活用できる、よき情報の発信者を育成することを目的とします。	気軽に参加できるもの(写真から個人情報漏洩しない対策を含む SNS 写真撮影講座や、SNS を利用した市民活動団体の広報活動力向上講座など)を希望します。
5	くるりんばすお出掛けツアー事業 (生活安全課)	くるりんばすの認知度の更なる向上と利用促進を図るため、お出掛けツアーを企画・運営していただくことを目的とします。	くるりんばすを利用したお出掛けツアーであればどのようなものでも可。 【参考】お買い物ツアー、遠足ツアー、歴史探訪ツアーなど
6	ヘルピーウォーキングマップ・にっしん健康の道啓発事業 (健康課)	ヘルピーウォーキングマップ及びにっしん健康の道に係るイベントを開催しマップの啓発をすることを目的とします。	各小学校区に作成されたウォーキングコースを活用し、参加人数 10 名以上の規模のウォーキングイベント開催を希望します。
7	にっしん体操スポット活性化事業 (健康課)	にっしん体操スポットの新規立ち上げを促進するとともに、既存のにっしん体操スポットの活性化を図ることを目的とします。	にっしん体操スポットの周知啓発をすることで新たなにっしん体操スポットの立ち上げを図ります。または、既存のにっしん体操スポットが継続して活動できるような具体的な働きかけを実践します。
8	がん検診啓発事業 (健康課)	健康福祉フェスティバルに来場する人を対象に、がん検診に関する知識の普及・啓発を図る。	11 月に行なわれる健康福祉フェスティバルにおいて、来場者に対してがん検診を普及・啓発するためのブースの企画・運営を行なう。

本補助金は、すべての提案事業において大学、区・自治会といった地縁組織、市民活動団体、企業等の多様な主体の協働による事業実施を希望します。